

# 庁舎建設特別委員会会議録

平成24年10月19日(金)

(開会)10:00

(閉会)11:05

案 件

## 1. 庁舎建設に関することについて

委員長

ただいまから、庁舎建設特別委員会を開会いたします。

「庁舎建設に関することについて」を議題といたします。

「先の委員会における要求資料について」、「庁舎建設に係るスケジュールについて」及び「各プロポーザルの実施要領」について説明を求めます。

庁舎建設対策課長。

今日、配布しております資料について順次説明させていただきます。

まず、前々回の委員会において、道祖委員より要求のありました合併特例債の充当と交付税措置の考え方についての説明資料でございます。

資料1、タイトルは「庁舎建設事業費総括表」と題した資料でございます。「1.建設時」で項目毎に事業費中の起債対象事業費の振り分けをしておりますが、合計欄の全体事業費7,954,061千円中、起債対象事業費は7,555,142千円で、対象外が398,919千円、主なものは基本設計、軽微な備品、仮設備費用等になります。次の表「2.建設時財源」で7,555,142千円に対して95%の合併特例債7,177,300千円を充当することとなりますので全体事業費からの合併特例債の財源割合は一部対象外事業費がありますことから、約90%となっています。次の「3.将来負担」の表で、7,177,300千円に対する利子額を で表記し、元本を含めた元利償還計を で合算しまして、その70%の交付税措置額を6,894,969千円としております。「4.総括」で将来負担を含めた交付税措置額と一般財源を合計しておりますが、交付税措置額は償還利子を含めた全体事業費からしますと、64.9%になり、一般財源総額は、3,731,748千円の割合は35.1%となります。図式しますと、裏面のとおりでございます。下段の表で、建設時の起債対象外事業費を除く特例債対象事業費ベースで一般財源はB+Cで2,531,032千円、33.5%になりますが、特例債対象外事業費を加算しましたA+B+Cの建設時一般財源は、2,929,951千円、36.8%となります。

次に、今後のスケジュールについてでございます。資料2「庁舎建設工程表」と題した資料をお配りしておりますが、上から3つ目の設計者選定につきましては、その事務を進めておりますが、次の基本設計及び実施設計を、予定として来年の2月ごろより平成26年の11月を予定しております。平成26年の終盤に第1別館の解体を先行して行い、建設工事を平成26年度末の契約、着工を予定し、平成28年度までの工期を予定しております。最後に、平成29年度に本館の解体工事及び外構工事を考えております。

次に、9月補正予算にて議決をいただきました新庁舎オフィス環境整備支援業務委託プロポーザル実施要領について説明いたします。

資料3をお配りしております。

予算審議の際に概要は説明しておりますので、概略のみ説明させていただきますが、「1 業務委託の概要」の(4)の履行期間につきましては、終期を移転が発生します平成29年までとしております。「2 参加資格」では、(6)で、地方自治体において、平成16年度以降に延

床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の本庁舎の新築にかかる庁舎の実態調査、新庁舎の面積算定及びレイアウト計画の実績を有していることとしております。「3 スケジュール」では、公告は10月5日に行い参加表明書の提出期間を10月15日までとして、締め切っております。参加資格を審査し、参加資格を有する表明者へ10月17日に企画提案提出要請書を発送したところです。次のページになりますが、今後、10月26日までに企画提案書等の提出を受け、11月1日にプレゼンテーション・ヒアリングを実施したうえで特定者を決定する予定です。

次に、建設工事設計業務委託プロポーザル実施要領について説明いたします。資料4をお配りしております。表紙をめくっていただきまして、2ページの「2 業務概要等」の「(2) 業務内容」で、その業務を 基本設計業務、 実施設計業務、 各種申請業務としております。「(3) 履行期間」につきましては、平成26年11月までの約22ヶ月を予定しております。ページめくっていただきまして、3ページになりますが、「(6) 本業務に関連して別途発注予定業務」として、工事監理業務を明記しております。次に「3 設計者選定の概要」ですが、「(3) スケジュール」で、公告を10月24日、参加表明書受付を2行下になりますが11月12日までとし、技術提案書受付をその4行下で12月10日までとしております。3行下、一次審査を12月20日に行い、下から2行目になりますが、年明け1月8日に二次審査を行い設計者を特定するというスケジュールを予定しております。次ページの「4 参加資格」ですが、(1)で参加者は単体企業、(3)で本市の測量・建設コンサルタント等有資格者名簿登載者とし、(7)で契約時点において市の委託契約を請け負っていないこととしております。次ページになりますが、(12)で参加者の実績条件として、平成10年度以降に地方公共団体において10,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎設計業務を行った事務所としております。「5 参加条件」では、(2)で、管理技術者は平成10年度以降に地方公共団体における5,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎設計業務を行った実績を有する技術者の配置を条件としております。また、(8)(9)で協力事務所を加えることを可とし、協力事務所にあつては市内事務所を積極的に活用することとしております。次の6ページの最後の「8 費用負担」では、プロポーザルにかかる費用負担を参加者負担としております。7ページから10ページの中段までは事務手続きの詳細を表記しております。10ページの「12 審査方法」では、(1)で、参加表明者中、参加資格、参加条件等을 具えている参加表明者については全ての参加表明者に技術提案を要請することとし、(2)一次審査で技術提案を含めて審査のうえ、上位5者程度を選定し、(3)二次審査でヒアリング審査を行い、最優秀者1者と優秀者1者を選定することとしております。次ページ(4)審査項目及び配点割合等では、審査項目、審査事項及び配点割合を表記しておりますが、最初に「設計事務所の実力」の項目におきまして技術者数、有資格者数、実績等により評価することとし、次の「担当するチームの能力」において、各技術者の能力、担当チームの編成及び地域貢献等により評価することとしております。今までの一般的な建設設計プロポーザルでは、この設計事務所の実力及び担当チームの能力において、一次審査を行い5者程度に絞って、技術提案書を求める手法が一般的でしたが、今回の新庁舎の場合は、資格を有する参加者については、すべてに技術提案書、表で言いますその下の「業務実施方針等」及び「テーマに対する技術提案」を受け、経済性(価格評価)までの提出を受けた後に5者程度に絞り、その後にヒアリングを行った上で、特定者を選定することとしております。参加資格における実績要件を一定規模の庁舎実績のある者としたうえで募集を行っておりますことから、設計事務所の実力及び担当するチームの能力においても一定程度の体制が備わっていると考えられますことから、幅広く提案を受けるとしたもので、近年の手法は、このように条件設定において絞り込み、そのうえで参加者すべて提案を求めたうえで、一次審査を行う手法へシフトしてきております。各項目の配点割合は、表の右端の配点割合のとおりとし、全項目において評価審査を行った上で最優秀者及び優秀者を選定することとしております。最後に、「14 その他」の13ページの(9)で、

前回委員会において意見が出ておりましたが、技術提案等については、プロポーザル特定後、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがある旨を表記し、公表することがあることを承諾のうえ、参加していただくこととしております。以上で説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、只今の説明に関する質疑を含め、議題全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

瀬戸委員

文言の意味合いでしようが、どちらでもとれるような意味合いなんですけど、資料の4の5ページの12番、平成10年4月1日から公告の日までの間に地方公共団体が発注した延べ床面積10,000平米以上の議場を有した本庁舎と、議場を有した本庁舎。10,000平米以上の議場とかないですよね、どこも。この辺の文言、どうでしょう？

庁舎建設対策課長

10,000平米は本庁舎にかかるものでありまして、議場にはかかっておりませんので表記をわかるように見直します。

委員長

これは誤解を招きますのでよろしくをお願いします。

道祖委員

まず資料3、もうこれは終わったんですよ17日で、企画提出要請書の通知は終わったという、届け出は終わって、もう審査だけということですね。参加資格のところ、(6)平成16年度以降、延べ面積5,000平米以上の庁舎の建築にかかる庁舎の実態調査、庁舎の面積算定及びレイアウト計画の実績をそれぞれ有していることというふうになっておりますけれど、今回17,000平米前後のやつを計画してるわけですね、新庁舎は。5,000平米とされたのはどういうふうな考え方なのか。それとともにですね、先ほど資料4で瀬戸議員からちょっと言われてとりましたけれど、4の参加資格のところですね、公共団体が発注した延べ面積10,000平米以上の議場を有した本庁舎施設の基本設計及び実施設計に関する業務を完了した実績を有することというふうにありますね。5に管理技術者は平成10年4月1日から告示の日までの間での管理技術者として地方公共団体が発注した延べ面積5,000平米以上の庁舎施設の基本設計及び実施設計に関する業務を完了した実績を有することとなっておりますよね。だからまず5,000平米と10,000平米にした考え方なおかつ、資料3の場合の5,000平米についてはこれまでの委員会での説明ではだいたい人口規模は10万以上の都市の延べ面積を参考にしながら決めてきてるわけですよ。そういうことから考えていったら10,000平米以上あたりが妥当ではないかと思うんですけど。そういう業者がね10,000平米以上になったら、資料3に該当する業者がどれくらいいるのか。5,000平米以上でどれくらい、10,000平米以上でどれくらい、資料4の4のこの10,000平米以上はどれくらいいるのか。5の5,000平米以上は対象になる業者さんはどれくらいいるのか、また、これは10,000平米以上になったらどれくらいいるのか、そういうのは把握されておるのかどうか。

庁舎建設対策課長

まず、資料3の5,000平米でございますけれども、できるだけ経験者を幅広く、枠を広げてみた方がということでこの5,000平米としています。例えば今委員が言われますように10,000平米としてハードルを高くしても結果的に3社先ほど出てきておるといいましたけれども、5,000平米、10,000平米になっても結果的には同じ状況であったというのが実態でございますので、ここに出てきた3社とも10,000平米の実績についてもクリアしてありましたので結果的に変わりはありませんという現状でございます。それと、庁舎の

ほうの -

( 発言する者あり )

このオフィス環境設計業務そのものの実施の着手が近年に発生しても平成15年以前ではほとんどケースがございません。できるだけ幅広くふうに実績のあるところに提案していただく目的で5,000平米という形での設定をさせていただいております。

( 「5,000の対象が何社で10,000の対象が何社か」という旨の発言あり )

そここのところの詳細までは確認をとっておりません。

次に、設計のほうの10,000平米でございますけれども、これは選定委員会の中での話が出ておりましたけれども、面積要件は必要ないんじゃないかという意見もございましたけれども、税金を投入する以上、ある程度の実績をもったところというような形でハードルをある程度高くすることがいいんじゃないかという結論に達しまして、本庁舎の面積を17,800平米という想定をいたしておる関係で、実績の延べ床面積を10,000平米以上と決定したところです。5の管理技術者につきまして5,000平米という形で設定させていただいておりますけれども、これも先例市の状況や委員会の中で話でございますけれども、この管理技術者という技術者につきましては人間の移動がヘッドハンティング等で多いということで、ここにも同じように10,000平米という条件を付すとなかなか技術者の確保が難しいという現状もある中で、ここにつきましては5,000平米に落とした方がという意見の統一がみられた中でそのようになっていきます。10,000平米以上の本庁舎の実績を有する業者の数としては市のコンサル業務に登録されている業者ということで推定しますとだいたい12社ということで推定しています。5,000平米の参加条件にかかる技術者の確認は技術者自体は把握できませんので確認はとれておりません。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:26

再開 10:26

委員会を再開いたします。

庁舎建設対策課長

(12)の10,000平米を5,000平米にしましたら、1社増えて13社になります。

道祖委員

技術的に10,000平米の建物をつくるのと、5,000平米の建物をつくる時に求められる能力というのは同じものというふうに理解していいのですか。参加条件が管理技術者は5,000平米、広く求めるというような説明があったけれども、それは能力的にはその管理ですから、5,000平米の管理するものと、10,000平米以上を管理する能力、管理能力というのはその同等にやれるというふうに考えるんですか。あなたの説明では5,000平米以上としたのは幅広くその能力のある人を求めるということをしたと思うんです。問題は5,000平米の管理能力と10,000平米の管理能力というのは十分、5,000平米の管理能力のある人は10,000平米以上の建物についても管理できるというふうに考えたわけですか。

総務部長

質問者の方から、10,000平米、5,000平米ということからの技術者そして会社の能力という形での質問がございました。私どもが先ほどいいましたように10,000平米の経験と、建設業界ずっと不況も続いておりましたこの分については過去14年間の実績という中で見させていただいております。会社としての実績ということで会社にそれだけの施工能力の蓄えがあると、資産があると、技術者につきましては、この間の件数が少ないもんですから、

それで10,000平米にまですると再度言いますように技術者の数が確保できないだろうということもございまして、5,000平米あれば何とかできるのではないかとということで、そういうことで5,000平米と、技術者についてはそういう要件を付させていただいた。今いう、能力の件は当然10,000平米の経験を持たれた人が、経験ですから望ましいわけでございますけど。そこまで要件を付しますと技術者、これが少ないだろうというのが選考委員会の先生方の意見もございまして5,000平米とさせていただきます。会社としては10,000平米以上の施工の実績、これはもう会社自体がノウハウを蓄えていますのでそこは10,000平米という形でさせていただいたというところでご理解のほどよろしくお願ひします。

道祖委員

ご理解できる頭があったら黙って座るときですよ、ご理解する頭が、能力がないから説明を求めているんです。大丈夫なんかって心配してるんですよ。大丈夫というのはあなたを信用するしかありませんけど。ただ、僕は違うのではないかなと思ってるんですよ。やはり物が大きくなったら全体を見る能力というのはその5,000平米と10,000平米、しかもつくろうとしているのは3倍ですよ5,000平米以上というのからすればですね。17,000から18,000のやつを作ろうとするんですからね、それから考えるとやっぱりいかなものかなと、ちょっと不安を覚えるからお尋ねしてるんです。その点こちらの方がご理解していただきたいと思ひます、執行部の方に。それとですね、参加条件の5のところですね、協力者は協力事務所を加えることができるというふうになっておりますけれど、これはどういう考え方ですか、8、9ですよ説明で協力事務所とは業務の一部を委任し、また請け負わせる事務所を言うというふうになっております。これ9では市内の事務所を積極的に活用することというようになっておるので、それはこれで結構だと思っておるんですけど、この考え方について詳しくちょっと説明お願ひできますか。

庁舎建設対策課長

参加条件の技術者の項目としまして(1)で管理技術者、(3)で意匠、構造、積算、電気、機械の各主任技術者の配置をそれぞれ1名配置とさせていただきます。このうち管理技術者及び意匠主任技術者につきましては(4)で参加者と直接的な雇用関係を有することといたしております、それ以外の技術者につきましては協力事務所をもって当てることできるというふうに理解していただきたいという説明でございます。

道祖委員

当然、これは結果が出たときにはどういうところが参加するというのは公表するというのは問題ないんでしょう。決まった後ね、それはきちっと発表していくということですね。そのときに全体で評価されてくるから細かいことはお尋ねしませんけれど、積極的に市内業者を使っただけはいいことだと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

坂平委員

先ほどから出てました管理技術者の5,000平米ですね、これ先ほど実績をもっているのは13社ということでもいいんですか。5,000平米以上の実績をもってる管理技術者が所属している会社は。

庁舎建設対策課長

その5ページ一番上の(12)の業者数の10,000平米を超している業者数が12社と先ほど言いましたけども、その下の(2)の管理技術者、5,000平米の管理技術者の実績までは把握しておりませんので、そういうことで理解していただきたい。

坂平委員

道祖委員も言われてましたけども、管理技術者が5,000平米以上と、実際には17,000何ぼかの庁舎を計画されてあるんですよ、そうすると一般的に建設関係でいいですと工

事の方でいいますと管理者が幾ら以上の、金額面でも幾ら以上の実績をもってる管理技術者というようなことが国交省あたりが発注するときもありますよね。それと例えば工種によってその技術者の実績をとっていますよね。ところがこれ、3倍以上の床面積があるわけですから、そういったものを何で5,000平米に拘ったのかなと、それだけ実績が、例えばこれだけ大きい事業をやるのには実績をもった管理技術者さんが常駐して施工にあたってもらわないと、それだけ立派なのはできないんじゃないかというふうに考えるわけですよ。これが1,000平米とかこれが3,000平米の物件であるとかいうことなら別ですけどね。かなりの床面積ですからね、そういったことをやっぱりきちっと考慮をしてね、このあたりはもう一度見直すべきじゃないかと私は思うんですけどね、そのあたりはその5,000平米という基準をどういうふうに考えてあるのかなというふうに思います。

総務部長

先ほど言いましたように、技術者の資格の中でどこまで求めるかと、参加の要件を広げようという部分と、あと技術者については質問者言われますように、経験が多い方がいい。私どもが17,000平米の建物ということ想定すればですね10,000平米以上の経験があるものが望ましいと。それで、資料11ページをございませうけども。当然プロポーザルでございませうのでどういうチームで参加されるかということで、参加する技術者、これを特定した技術者で提案を受けませう。その中で経験がある方が高いということですね。そこで今言われます案件ですね施工能力、それを判断する中で配点が決まって業者さんの方が決定するってことでして、そこで経験値、そういう施工能力の施工の過去の経験、こういったものを判定するのございませうから、技術者についてはですね、それで5,000平米以上という形でさせてもらったということございませう。

坂平委員

あのですね、この配点割合ですか、これで評価をしますということで今説明されていますけどね、私が言っているのは基本的にはその5,000平米を基準に設けて配点はそういう実務経験をね、その床面積を実際に施工した管理者等とかそういう技術者の配点で、当然、経験年数が多いとか、例えばそういう実績があるとかいうことで配点が、加点がなされませうということであるならば、初めからこの床面積の方でも逆に面積を広げていいんじゃないですか。こちらは落としているけど、こちらは上げていませうとかいうのは、それは単なるあなたの方の考え方であって、公平公正にするならば、ここから、スタートの段階から公募の段階からそれをきちっと明確に出してやるべきじゃないですか。それはそれであなたが言われるならいくら議論しても一緒だと思いますけど、先ほどと同じことになりますけど、(9)の協力事務所について、これは当然地場業者のことを意味してると思うんですよ。ここまではいいですが、基本的にこれはJVは、構成は無理なことなんですか。執行部が考えてるのは、今、手持ち工事が建築設計事務所は皆さん持ってあるということであることは私もちょっと聞いてませうけど、基本的に地元業者さんと施工は別にして基本設計、実施設計についてはJV構成を組んでもできる範囲内ではないかなというふうに思うんですけどね、そのあたりどういうふうにお考えですかね。

総務部長

工事にしましては市内、市外業者のJV、これはずっと私どもJVの運用基準を作りましてやっております。設計関係につきまして、過去一度ほど試行がございませうけども基本的に設計については課題が多いということでもいままでJV手法は採ってきていませう。今回もこの論議になりました。ただ、設計規模が大きいということもございませう、単体が望ましいんじゃないかという部分がございませうから、そういった中で単体という形を検討させていただきます。そして、また市内業者の状況を見ますと市内業者についてはすべて手持ちの状況があるということでJVについては困難という状況がございませうので単体という形で進

ませていただきたいと考えております。

坂平委員

地場業者育成という観点からね、地元の仕事が少しでも出してやろうという気持ちはおありですかね。市長、そのあたりはどんなですか。

総務部長

当然、私ども入札関係、指名業者選考にあたりましては地場業者優先、これはもう大前提でございます。皆様も御承知と思えますけども、その考え方の中で事務を進めさせていただいています。

坂平委員

それであるならね、せっかくこの協力事務所についてということですね、ここまで明確に明文化されてあるのであれば、審査項目の配点割合ですか、このあたりにも例えば今言うようなことで、地元の設計事務所の協力業者を提案項目の中にね入れて加点の対象にしますよというぐらいの、それ以上のことを、絶対に下請けに入れないとだめだということは公取に引っ掛かりますので、加点の対象に、項目に挙げることは別にそういったものにも引っ掛かりませんし。そういうことをすることによって、やっぱり地元業者に仕事がありていくのではなかるうかというふうに私は考えるんですけどね。

総務部長

質問者言われます通りです、それで担当するチームの能力と11Pでございますけども、そこで地域貢献度という項目を設けております。そういった中で地場業者の協力、これについては加点という形がございます。

坂平委員

地域貢献度というのは1点に絞ったものではないんでね、その辺を明確には表現してやらないと地域貢献度というのは一般的にその1点だけをつかまえていうわけではございませんので、いろんな、幅広く地域貢献度という言葉は使われると思うんですよ。そういう意味合いではこの中では一般的にはとらないと思いますよ。だからそれをもっと明確にするためには、ここに地元設計業者の下請をとというような項目で、何らかの形で明確に私は入れるべきではなかるうかというふうに思いますよ。そうすることによって、やっぱり公募してくる設計事務所さんあたりがやっぱり地域の地場業者の設計事務所に繋がっていくと思いますよ。そのあたりをちょっと検討していただければですかね、このあたりは。

瀬戸委員

今のですね、設計業務の地元業者の件なんですけど、病院のときたしかですね、設計事務所協会の方がその下請に入ったということを聞いています。それも仕様書の中にそういう設計事務所協会の方を、地元を使ってくれというような文言が入っていたのかなと覚えてますけど、それはどうですか同じようなことが出来ますか。

庁舎建設対策課長

先ほど地域貢献という表記をもう少し具体的にという御意見の中で市内の協力事務所の採用というような表記をここに加えるような形で対応をしていきたいというふうにできます。

瀬戸委員

だから一度病院の時にやってるから出来るはずですから、それと同じようにそのやり方でやってもらえばいいと思いますのでよろしくお願いします。

総務部長

課長もお答えしましたが、坂平議員のご意見にございました、そういった形で病院も先行しておりますので、そういった中で検討させていただきます。

小幡委員

資料の1番目、その他の経費とありますね、建設費のその他の経費。これの右側の起債対象外事業に基本設計は起債対象外になっていますね。今回のプロポーザルが行われるのは資料の4の2ページの業務概要等の中で(2)で基本設計業務ってありますよね、今回のプロポーザルは(4)に1億2400数十万をかけて基本設計と実施設計と各種申請業務までを請け負ってもらおうでしょ。先ほど言いました資料1の基本設計は起債対象外ということですがこれはどの範囲が起債対象外なのか。基本設計だけではなく、実施設計、各種申請業務含めたところが起債外なんですか。

庁舎建設対策課長

資料4の2ページの業務内容のうち、については起債対象外ですけど、については起債対象となるという考えでございます。

小幡委員

概略で構いませんが、(4)は124,680,000円になってますけど、これは今言いました(2)を含めた金額ですよこの部分のの基本設計業務は何%くらいにあたるのか、もしくは金額でどの程度というのはわかるわけですか。起債外の金額が幾らなのか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:47

再開 10:48

委員会を再開いたします。

建築住宅課長

全体の設計額から基本設計を見ましたら、約31%ということになっています。

小幡委員

本市の予算の中の31%くらいが基本設計であって、その分は起債対象外ということですね。残りの約70%弱は起債を起こせるという考えでいいわけですね。と、なりますと資料1の本体建設全体の中にこの基本設計を外した以外の設計にかかわる費用というのは含まれてくるでしょうけども、建物建てるためにはこの後の、先ほど5,000平米以上の管理技術者の話がありました。設計監理と施工監理が出てくるんでしょうけど、設計事務所はこの124,000,000円でとりあえず設計はやりませうけど、実質施工に入りますと設計監理ということで、監理者をおくわけでしょ。この間、建設の期間中の監理費というのはどれぐらいのパーセントをまた建設工事に対して考えられてるんですか。

庁舎建設対策課長

概略の積み上げの中でのこの79億でございますけれど、詳細につきましては予算編成時に改めて引き直してはじくことになっています。

小幡委員

今、建設規模の総体的な総工事額から通常的设计監理は何%、施工監理が何%と通常この規模になりますとできませんか。工事費に対して設計費が3%位を占めると、設計監理が通常7%位が占めるとかいろいろ通常出てきますけど、その内訳をまずわからないまま、工事金というのが把握されてるんですか、それで算出されたんですか。設計事務所がね、プロポーザルに参加するという事は、設計はもちろんするけども設計監理もするという事でしょう。設計監理が基本的に何%くらい占めるということ、設計事務所としてはそこが基本的な事務所のもうけなんですよ。それはもうわかってあるでしょう。だから通常はどれぐらいを占めるというのが設計発注段階では公表するべきじゃないかと思うんですけどね、われわれはそれをわからないまま発注していくんですか。

委員長



暫時休憩いたします。

休憩 10:52

再開 11:00

委員会を再開します。

建築住宅課長

先ほどの小幡議員の御質問でございますが建築費と監理費というのは実際、連動はしていませんが、今回の庁舎の計画では大体0.6%程度の金額になると思われま

小幡委員

ということはその0.6%、工事費に対して割り戻すと - それぐらいの額が監理費と設計監理になるんでしょうけども、これは起債対象内、起債対象に含まれるということによろしいですね。

庁舎建設対策課長

工事監理費は起債対象に含まれます。

道祖委員

お願いなんですけど、せっかくいいものつくってるんですけど、つくろうとしてるんですけど、基本計画の中の用語がですね、余りにも英語のカタカナ書きが多いんでよくわからないんです。例えば、45ページですね - 読み直したらちょっと自分で説明できるかなというのがありましてですね、これよくわかんない。例えば、全体共通だからここは大事だなと思ってですね、そうすると「ライフサイクルコストの削減が図られ維持管理が容易なものとします」ライフサイクルコストちゃ、なんやろかとかね、思うわけですよ。「長寿命でシンプルな」まあシンプルくらいはわかりますけど、複雑なものではないとかいうんでしょう。その次は、「各フロアはシンプルな」別に、「各階」と書いてもいいんじゃないかなと思うんですよね。その、どなたを相手にこういう表記をしているのか、「ユニバーサルデザイン」とかいろいろわからん。具体的にわからない。で、あなた方はやさしい時は括弧書きしてですね、ちゃんと説明があるんですよ。例えば52ページですが、「ゾーニング」と書いて括弧には「庁舎内の配置」とか書いてわかりやすく説明してるんですよ。だれを対象にして別括弧書きしてるのかなとか、思うわけですよ。だから、もしいろいろなお言葉を使うならば括弧書きしてください。そしたら市民の皆さんには理解が得られるんじゃないかなと思います。説明しろといっても僕は説明できないので、よろしく願いいたします。

委員長

執行部の方は表記、表現方法については検討してください。お願いします

お諮りいたします。「庁舎建設に関することについて」は、継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

ご異議なしと認めます。よって、「庁舎建設に関することについて」は、継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして、庁舎建設特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。